

補助金交付決定後の機器変更の取扱いについて

平成29年2月1日

公益財団法人ひょうご環境創造協会

補助金交付決定後に設置機器の変更が生じた場合については、以下の取扱いをします。
なお、この取扱いを希望する場合は、当協会の再生可能エネルギー相談支援センター
(078-735-7744) にあらかじめ連絡してください。

1 機器変更後の補助金額が既決定額の範囲内の場合

補助事業完了報告書兼補助金請求書（様式5）で変更後の補助金額で請求するとともに、それを提出する際に下記の書類を追加して提出してください。

- ①機器変更理由書（別添様式）
- ②設置予定機器リスト兼補助要件適合証明書（様式3）←変更後のもの

2 機器変更により補助金額が既決定額を超える場合

<工事着手前の場合>

補助事業申請取下げ届出書（様式9）により一度取り下げてください、改めて交付申請を行ってください。

<補助事業者の都合により、取下げ・再申請を行わない場合>

既交付決定額で補助金を交付しますので、補助事業完了報告書兼補助金請求書（様式5）に下記の書類を追加して提出してください。

- ①機器変更理由書（別添様式）
- ②設置予定機器リスト兼補助要件適合証明書（様式3）←変更後のもの